

【HRN】人権デュー・ディリジェンス法案（4月21日版）

第1章 総則

第1条. 目的

この法律は、自ら及びそのバリューチェーン等の事業活動又は他の当事者との取引関係において人権を尊重することに係る事業者等の責任について、ビジネスと人権に関する指導原則が国際連合の人権理事会において支持され、我が国及び諸外国においてこれを踏まえた行動計画が策定され、諸外国において関連立法が制定される等国内外での関心が高まり、国、地方公共団体が人権を保護する義務を負うことに加え、事業者も指導原則にしたがって人権を尊重する責任を果たすことを求められる中で、国、地方公共団体が人権保護の義務を果たすこと及び事業者の人権尊重の取り組みが適切に行われることが重要であることに鑑み、国、地方公共団体及び事業者において、自ら及びそのバリューチェーン等の事業活動又は他の当事者との取引関係に対する人権デュー・ディリジェンスの実施を強化することを通じて事業活動に関連する人権を尊重する責任が適切に果たされることを確保し、もって人権が尊重される持続可能な経済・社会の実現に寄与することを目的とする。

第2条. 定義

- 1 この法律において保護される「人権」とは、別紙に記載された人権保護に関する条約及び国際的規範に基づくものをいう。
- 2 この法律において「バリューチェーン等」とは、国、地方公共団体及び事業者の製品・サービスの原材料や資源、設備やソフトウェアの調達・確保、製造・加工、販売・提供、廃棄等に関係する、国の内外における直接的もしくは間接的な取引関係又は投融資関係を有する全ての関係法人及び関係者をいう。
- 3 この法律において「人権への負の影響」とは、国、地方公共団体及び事業者ならびにそのバリューチェーン等の事業活動又は他の当事者との取引関係に関し発生

し、又は発生するおそれがある労働者、消費者、地域住民その他すべての関係者の人権への悪影響をいう。

4 この法律において「人権デュー・ディリジェンス」とは、事業者又は国若しくは地方公共団体がその事業活動又は他の当事者との取引関係の結果として発生する全ての人権への負の影響を特定し、防止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示をしていくために実施する一連の行為をいう。

第3条. 適用範囲

この法律は、国、地方公共団体及び日本国内で事業活動を行う全ての事業者に適用される。

第2章 人権デュー・ディリジェンス実施にかかる責務

第4条. 国、地方公共団体及び事業者の責務

1 (1) 国、地方公共団体、及び常時雇用する労働者の数が●●●人を超える事業者は、自ら人権デュー・ディリジェンスを行い、その状況を公表する義務を負う。

その義務には以下を含む。

- ①人権尊重にかかる取組の方針の制定及び公表
- ②監督責任者の選定
- ③人権への負の影響の特定及び定期的な分析の実施
- ④特定した人権への負の影響のうち、発生するおそれのあるものを防止又は軽減し、実際に発生したものに対処又は是正するための措置の実行
- ⑤上記措置の効果に関する追跡調査及びその措置の有効性の評価
- ⑥人権への負の影響に関する通報及び相談を受け付けるための体制（以下、「通報・相談対応手続」という。）の構築
- ⑦下記第5条に定める事項に関する公表及び所轄官庁への報告

(2) 前号の各事項の実行に際しては、人権への負の影響が生じ得る主体、若しくは

それらの主体を代表する団体（労働組合や非営利組織団体など）と協議及び対話を行いながら進めるものとする。

2 国及び地方公共団体以外の事業者であって、常時雇用する労働者の数が●●●人を超えないものは、前項に定める人権デュー・ディリジェンスを行うよう努め、その状況を公表するよう努める。ただし、常時雇用する労働者の数が●●●人を超えないものであっても、政府公共調達に関わる事業者は、前項に基づく人権デュー・ディリジェンスの実施義務を負う。

(2) 前項の実行に際しては、人権への負の影響が生じ得る主体、若しくはそれらの主体を代表する団体（労働組合や非営利組織団体など）と協議及び対話を行いながら進めるよう努める。

※要検討項目

人権 DD の義務付けを行う事業者はどのような範囲にするか。

(参考)・中小企業基本法上の定義（製造業の場合、従業員が 300 人以下であること等）以外の企業＝1.2 万社程度

・上場企業＝4000 社程度

第 3 章 官庁による管理及び執行

第 5 条. 公表及び所轄官庁への報告

1 事業者であって、常時雇用する労働者の数が●●●人を超えるもの及び常時雇用する労働者の数が●●●人を超えないものであっても、政府公共調達に関わる事業者は、毎年●月●日までに、以下の事項を自社ウェブサイト等で公表し、所轄官庁に届け出る。

(1) 上記第 4 条 1(1)項各号で定める事項の取り組み状況

(2) 上記第 4 条 1(1)項各号で定める事項の実行に際して、4 条 2 項で定める人権への負の影響が生じ得る主体、若しくはそれらの主体を代表する団体（労働組合や非営利組織団体など）との対話の状況

2 事業者であつて、常時雇用する労働者の数が●●●人を超えないものは、本条 1 項に定める事項を自社ウェブサイト等で公表するよう努める。

3 国及び地方公共団体は、本条 1 項に定める事項の実行状況を毎年●月●日までに、ウェブサイト等で公表する。また、国は事業者による公表及び所轄官庁への報告に資するよう、国内外における人権デュー・ディリジェンスに関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

第 6 条. 所管官庁による報告書の監査

1 所轄官庁は、以下の点を審査する。

(1) 上記第 5 条 1 項に基づき、報告書が提供されていること

(2) 上記第 5 条 1 項に定める要件を遵守していること

2 上記第 5 条 1 項に定める報告義務が履行されていない場合、又は第 5 条 1 項に定める要件が満たされていない場合、所管官庁は、事業者に対し、一定の期限を定め、報告書を提出又は修正するよう求めることができる。

3 所轄官庁は、第 5 条 1 項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第 7 条. 所管官庁の権限

1 所轄官庁は、職権により、以下のために裁量を適切に行使して行動する。

(1) 起こりうる人権への負の影響のリスク、及び発生した人権への負の影響に関して、第 4 条に基づく事業者の義務の遵守を管理すること。

(2) 第 4 条に基づく義務の違反を発見した場合、終了させ、予防すること。

2 所轄官庁は、人権への負の影響を受けたと主張する個人又はそれを代表する団体が、具体的な事実に基づき、以下の請求を行った場合には、その請求に基づき行動する。

(1) 第 4 条に基づく義務の不履行により、請求者の保護されている法的地位が侵害

されたこと、または、

(2) 第4条に基づく義務の不履行により、本項(1)で定める侵害が差し迫っていること

3 所轄官庁は、本条2項(1)及び(2)を実現するために、適切かつ必要な命令を下し、措置を講ずることができる。所轄官庁はこのための詳細な手続きを定める。

第8条. 所管官庁の命令と措置

1 所管官庁は、第4条に基づく義務の違反を発見し、終了させ、予防するために、適切かつ必要な命令を下し、措置を講ずる。所管官庁は、特に以下のことができる。

(1) 人権への負の影響の被害者及び人権への負の影響に関わる個人を召喚すること。

(2) 事業者に対し、一定の期限を定め、是正行動計画の提出を求めること。

(3) 事業者が義務を履行するために、一定の期限を定め、特定の措置を講ずるよう求めること。

第4章 公共調達

第9条. 公共調達における国及び地方公共団体の人権保護義務

1 国および地方公共団体は、公共調達時に、事業者の第4条で定める義務等の実行状況及びその内容を勘案するものとする。

2 第4条の義務に違反する事業者又は、第10条に定める罰金に科された事業者は、公共調達発注者による供給契約、建設工事契約または役務提供契約等の公共調達手続への参加から除外されるものとする。本除外は、3年を上限とする適切な期間内に限定して行われる。

第5章 罰則

第10条. 罰則

- 1 第7条3項に基づく命令に違反した事業者は、●万円以下の罰金に処する。
- 2 第8条1項(2)及び(3)の命令に違反した事業者は、●万円以下の罰金に処する。

第6章 民事上の責任

第11条. 民事上の責任

- 1 第4条で定められた義務違反につき、国、地方公共団体及び事業者は、自ら及びそのバリューチェーン等の事業活動又は他の当事者との取引関係により負の影響を受けた人権の被害者に対して、履行すべき義務の実施により回避できたであろう損害の賠償をする責任を負う。
- 2 人権への負の影響を受けたと主張する者は、本条1項の賠償を実現するために、国内の労働組合または非政府組織に対し、当該者の権利を訴求するための訴訟追行権限を付与することができる。

以上

1. 世界人権宣言
2. 自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）
3. 社会権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）
4. 人種差別撤廃条約
5. 拷問等禁止条約
6. 女性差別撤廃条約
7. 子どもの権利条約
8. 障害者の権利条約
9. 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約
10. すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約
11. 先住民族の権利に関する国際連合宣言
12. クリーンで健康的で持続可能な環境に対する人権に関する国連総会決議
13. ILO 結社の自由及び団結権の保護に関する条約（87号）
14. ILO 団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（98号）
15. ILO 強制労働に関する条約（29号）
16. ILO 強制労働の廃止に関する条約（105号）
17. ILO 就業の最低年齢に関する条約（138号）
18. ILO 最悪の形態の児童労働の禁止及び廃絶のための即時行動に関する条約（182号）
19. ILO 同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（100号）
20. ILO 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（111号）
21. ILO 職業上の安全及び健康に関する条約（155号）
22. ILO 職業上の安全及び健康促進枠組条約（187号）